

リスク及び費用負担の区分表

1 リスク分担

町と指定管理者のリスク分担表は、下表のとおりです。

区分	種類	リスクの内容	負担区分	
			町	指定 管理者
選定 ・ 準備	事業者選定	指定管理者が作成した提案書の不備によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
	準備作業	指定管理者の管理運営に必要な開業準備に関するもの		○
	開業の遅延	指定管理者の帰責事由によるもの		○
上記以外のもの		協議による		
制度 関連	法令の変更	指定管理に直接関係する法令等の新設・変更によるもの	○	
	税制の変更	管理運営に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○	
経済	物価変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増（著しいものを除く）		○
	金利変動	金利変動に伴う経費の増（著しいものを除く）		○
不可抗力		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他町又は指定管理者の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるもの	協議による	
運営	業務内容の変更	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		町の帰責事由によるもの	○	
		上記以外のもの	協議による	
	運営費の上昇	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		災害の発生や感染症の流行によるもの	協議による	
	債務不履行	指定管理者による協定等の不履行		○
		町による協定等の不履行	○	
	支払遅延	指定管理者の帰責事由によるもの		○
上記以外のもの		協議による		

	利用者等への賠償	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		施設・設備の隠れた瑕疵によるもの（町の整備によるもの）	○	
		施設・設備の隠れた瑕疵によるもの（指定管理者の整備によるもの）		○
		上記以外のもの	協議による	
	施設利用者等への対応	地域との協調		○
		管理運営に関する要望、苦情等への対応		○
		施設・設備に関する要望、苦情等への対応（町の整備によるもの）	○	
		施設・設備に関する要望、苦情等への対応（指定管理者の整備によるもの）		○
		上記以外のもの	協議による	
	災害対応	町及び関係機関からの要請による協力に要した費用	○	
	セキュリティ	警備不備による盗難等		○
		情報の管理及び保護に関するもの		○
		上記以外のもの	協議による	
	需要変動	施設利用者数の変動等		○
	維持管理	施設及び物品の損壊・損傷等	指定管理者の帰責事由によるもの	
施設・設備の隠れた瑕疵によるもの（町の整備によるもの）			○	
施設・設備の隠れた瑕疵によるもの（指定管理者の整備によるもの）				○
上記以外のもの			協議による	
保険		火災等に関するもの	○	
		利用者等に関するもの		○
施設等の修繕		1件あたりの金額が50万円未満のもの及び指定管理者の負担により実施した工事に関するもの		○
		上記以外のもの	○	
備品の購入		施設管理上の観点から町が指定管理者に貸与する備品の更新及び町が必要と認める備品	○	
		上記以外のもの		○

	維持管理費の増大	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
事業終了	指定の取消し	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
	業務終了時の原状復帰	指定期間の終了又は期間途中における指定管理者の帰責事由による指定取消しの場合の原状復帰等の費用		○

2 費用負担の区分

費用負担の区分に関する考え方は下表のとおりです。

区分	解説	費用負担	施工主体	所有権	内容
A工事	町の費用負担で町の指定した施工者が施工を行う工事	町	町指定施工者	町	躯体、外装、内装、給水・汚水・雑排水・電気・通信・ガス配管・ベース照明、防水、防災、防犯、厨房機器、空調設備等
B工事	指定管理者の費用負担で町の指定した施工者が施工を行う工事	指定管理者	町指定施工者	町	C工事に伴って生じるA工事内容の仕様変更等
C工事	指定管理者の費用負担で指定管理者の選定した施工者が施工を行う工事	指定管理者	指定管理者選定施工者	指定管理者	指定管理者の要望により、標準グレードを大きく上回る仕様とする場合、又は道の駅の機能を充たすにあたり必要な工事の範囲を超える内容の工事
備品		指定管理者	—	町 (※)	家具、什器、食器、文房具、POSシステム、レジ、PC等
				指定管理者	
施設の維持管理		指定管理者	—	—	水道光熱費、清掃費、植栽管理費、警備費等

(詳細)

種類	内容	区分	負担区分	
			町	指定 管理者
(北エリア)				
◇駐車場				
舗装工事		A工事	○	
外灯整備工事		A工事	○	
備品購入	維持管理に係る備品等	備品		○
維持管理	清掃費、警備費等	維持管理		○
◇道路情報提供施設・休憩施設（兼キャンプ場管理棟）				
備品購入	パンフレットラック等	備品		○
維持管理	清掃費、警備費、水道光熱費等	維持管理		○
◇トイレ				
建設工事	本体工事	A工事	○	
	内装工事	A工事	○	
設備工事		A工事	○	
備品購入	トイレトーパー等	備品		○
維持管理	清掃費、水道光熱費等	維持管理		○
◇オートキャンプ場				
建設工事	本体工事	A工事	○	
	内装工事	A工事	○	
備品購入	机、椅子等のキャンプ備品	備品		○
維持管理	清掃費、水道光熱費、植栽管理費、廃棄物処分費等	維持管理		○
(南エリア)				
◇駐車場				
舗装工事		A工事	○	
外灯整備工事		A工事	○	
備品購入	維持管理に係る備品等	備品		○
維持管理	清掃費、警備費等	維持管理		○
◇道路情報提供施設・休憩施設				
建設工事	本体工事	A工事	○	
	内装工事	A工事	○	
設備工事		A工事	○	

備品購入	パンフレットラック等	備品		○
維持管理	清掃費、警備費、水道光熱費等	維持管理		○
◇トイレ				
建設工事	本体工事	A工事	○	
	内装工事	A工事	○	
設備工事		A工事	○	
備品購入	トイレトーパー等	備品		○
維持管理	清掃費、水道光熱費等	維持管理		○
◇地域振興施設				
建設工事	本体工事	A工事	○	
	内装工事	A工事	○	
設備工事		A工事	○	
備品購入	陳列棚、冷蔵庫、調理器具等	備品		○
維持管理	清掃費、警備費、水道光熱費等	維持管理		○
◇交流・多目的ゾーン				
造成工事		A工事	○	
備品購入	維持管理に係る備品等	備品		○
維持管理	清掃費、水道光熱費、植栽管理費等	維持管理		○
◇南北共通				
◇管理事務所、バックヤード				
建設工事	本体工事	A工事	○	
	内装工事	A工事	○	
設備工事		A工事	○	
備品購入	事務机、椅子等	備品		○
維持管理	清掃費、水道光熱費等	維持管理		○

※指定管理料で購入した備品の所有権は町に帰属するものとする。

道の駅「北条公園」は、国土交通省と北栄町が一体的に再整備を行うこととしており、今後の協議により、国土交通省が費用の一部を負担する場合があります。